

市民の皆様へ

1月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を対象とした特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、対象とならなかった地域においても、地域の感染状況や感染拡大リスク等を評価しながら、その実情に応じて対応することとされました。

1月に入り県内で新型コロナウイルスの感染者が増加していることを受けて、県は13日から県民に夜間の外出自粛などを求める「ステージ2」へ移行することを決めました。

幸い市内では、昨年8月以降感染者が確認されておりませんが、本市においても予断を許さない状況であることから、改めて緊張感を持って次の対応をお願いします。

#### 1 外出の自粛

緊急事態宣言の対象となっている地域と本市との不要不急の移動、また、不要不急の夜間21時以降の外出は自粛いただきますようお願いいたします。

#### 2 「新しい生活様式」の徹底

引き続き、3密の回避、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保など「新しい生活様式」の徹底に努めていただくとともに、接触確認アプリ(COCoA)を活用するなど、ご自身への感染を避けることはもとより、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動を徹底していただくようお願いいたします。

#### 3 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避

感染リスクが高まる「5つの場面」である「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」の回避をはじめ、親族や友人が集まり会食される場合には、とやまスタイルの「ますずし」の実践をお願いします。

※ 「ま」: マスクつけ、ず: すぐに手洗い、飲む量抑え、す: 少ない人数、し: 静かに食べる

#### 4 高齢者などへの配慮

重症化しやすい高齢者などが家族にいる場合は、家庭内でもマスクを着用するなど、感染予防行動を徹底してください。

市民の皆様には、ご不便をお掛けしますが、市内において感染が拡大しないよう皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年1月12日

小矢部市長 桜井 森 夫